

京都市告示第157号

都市公園法第2条の2の規定に基づき都市公園を次のとおり設置します。

なお、その関係図面は、京都市建設局水と緑環境部緑地管理課において一般の縦覧に供します。

平成16年4月22日

京都市長 榎本頼兼

名称	位置	区域	供用開始の期日
六躰公園	伏見区深草大亀谷六躰町	伏見区深草大亀谷六躰町125	告示の日

(建設局水と緑環境部緑地管理課)